

みんなが支える介護

介護保険料が変わります

介護保険制度は、高齢者が安心して暮らせるよう介護を社会全体で支える制度です。平成12年のスタート以来、介護を必要とする人の数は年々増加。介護給付費は、今後も上昇することが予想されます。それに合わせ、介護保険料が改定されました。

**3年ごとに見直し
平成18年度からは基準額4、200円**

介護保険制度スタートと同時に介護保険事業計画が策定され、この計画は3年ごとに見直しを行うことになっていきます。それに伴い、介護保険料も3年ごとの見直しが必要です。

保険料の算定は、過去の人口の推移や介護保険サービス利用実績をもとに、将来の高齢者数、要支援・要介護認定者数、サービス利用者数を予測。3年間にどのくらいの費用が必要になるのかを推計します。そして、算定した費用の19%

を65歳以上の人(第一号被保険者)に負担していただくこととなります。

平成18年度から平成20年度までを算定した結果、市の65歳以上の人が負担する介護保険料の基準額は、月額4、200円になりました。

なお、納めていただく改定後の保険料は、6月中旬に送付する「介護保険料の徴収決定通知」によりお知らせします。

※基準額：所得段階で4段階(図1参照)に該当する人の保険料額

所得の低い人に 減免制度があります

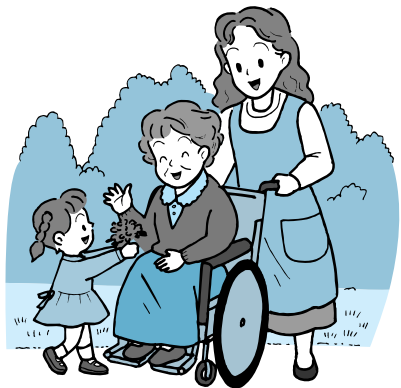
次の要件を満たす人は、保険料の減免があります。

- ① 介護保険料の所得段階が図1で1〜3の人。
- ② 前年の収入が120万円以下(世帯員が2人以内の場合)の世帯3人以上の世帯の場合は、お問い合わせください。
- ③ 市民税課税者と生計をともにしていないこと。また、市民税課税者に扶養されていないこと。(親族からの仕送りや公共料金の立て替えなども扶養とみなします)
- ④ 活用できる資産(土地・家屋等)や高額の預貯金(350万円以上)を所有していないこと。

このほか、災害などにより多額の損害を被った場合や生計を維持する人の長期入院で収入が著しく減少した場合なども減免の対象となる場合があります。減免申請の受け付けは、保険

料賦課段階決定後の6月中旬から行います。

なお、減免後の保険料の賦課は、適用条件などの確認のため、普通徴収は8月以降、特別徴収(年金天引き)は10月以降の保険料からとなります。



問い合わせ先

高齢者支援課介護保険係
(西合志庁舎)

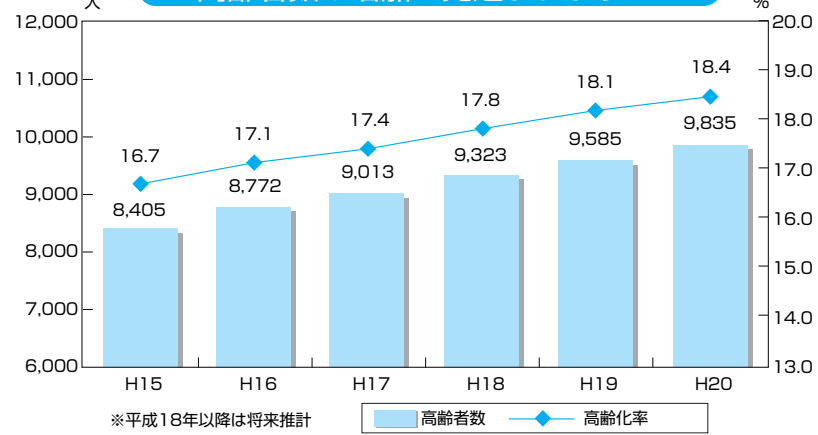
☎(242)1109

介護保険料の所得段階区分

旧段階 (平成17年度まで)		新段階 (平成18年度から)		平成17年度までの保険料 (月額)	
所得段階	所得段階	対象者	保険料 (月額)	旧合志町	旧西合志町
第1段階	第1段階 (基準額×0.5)	○生活保護受給者 ○老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の場合	2,100	1,800	1,850
第2段階	第2段階 (基準額×0.5)	○世帯全員が住民税非課税者であって、本人の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人など	2,100	2,700	2,775
	第3段階 (基準額×0.75)	○世帯全員が住民税非課税者であって、第2段階に該当しない人など	3,150		
第3段階 (基準額)	第4段階 (基準額×1) (基準額)	○世帯のだれかに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の場合	4,200	3,600	3,700
第4段階	第5段階 (基準額×1.25)	○本人住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の場合	5,250	4,500	4,625
第5段階	第6段階 (基準額×1.5)	○本人住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の場合	6,300	5,400	5,550

(図1)

高齢者数の増加が見込まれます



介護サービス利用者数が増えることが見込まれます

